

もう施設には帰らない

障害者自立支援法の見直しにあたっての意見（要約）

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
代表 室津滋樹

私たちは、障害者自立支援法の見直しにあたって必要なことは「自立支援法の何を守り、何を变えなければならないのか」という議論だと考えています。

障害者自立支援法は、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを目指し、「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」という理念を掲げています。こうした自立支援法の目的は、ひとりひとりの生活を尊重するノーマライゼーションの根幹をなすものであり、見直しによってこれが失われることがあってはなりません。また、こうした理念に基づいて生まれた「施設から地域へ」という流れも、決して後退させてはなりません。

必要なことは「安心して暮らすことのできる地域社会の実現」のための抜本的な制度の改正です。

私たちはこうした視点に立ち、グループホーム・ケアホームは入所型施設から地域生活への移行の受け手として重要な柱であると考え、グループホーム・ケアホームの支援のあり方・支援の質を高めるための様々な取り組みをおこなってまいりました。

そして、何よりもこうした施策の検討とその実現は、本人主体で行われなければなりません。

グループホーム・ケアホームで暮らし始めた利用者たちは、入所施設での生活と比較して、「自由」「静か」「安心」「自分の家」といった言葉で私たちに伝えてくれています。そして「入所施設にいる仲間を早く出してください」とも訴えかけています。支援者側から見た障害者自立支援法見直しではなく、利用者側から見た、利用者のニーズに沿った見直しができるよう、願ってやみません。

「地域生活移行」を進めるために

・地域生活移行は誰が決めるのでしょうか。家族（保護者）・地域行政からの声を拠り所としてきた入所待機者ではなく、実際に入所施設で過ごしている本人（当事者）のニーズである地域生活移行待機者を把握すべきです。

・地域生活移行待機者を把握し、地域生活実現への支援を組み立てて調整する地域生活移行支援コーディネーターを配置すべきです。

- ・グループホームが不足していること、適切な情報提供と相談体制がないことにより、入所施設に入る人が減少していません。

本人中心の「地域での暮らし」を進めるために

1. 共同生活援助と共同生活介護を統一した「地域生活援助」とすべきです。

自立支援法のスタートとともに、地域生活援助事業（グループホーム）は共同生活住居と呼ばれるようになり、共同生活援助（グループホーム）給付の対象者と共同生活介護（ケアホーム）給付対象者が混在しています。しかし、このような状況は実態に即しておらず、改善が必要だと考えます。これらを「地域生活援助」とし、介護給付と訓練等給付を個別給付で統一してください。

2. グループホームの大規模化を防止する対策を

グループホームで大切にしなければならないことは、管理された生活ではなく、自分たちのことは自分たちで決める暮らしです。また、地域の中にあって地域の人たちに違和感を与えることのない、自然な建物であることも大切です。それにはグループホームの規模が大きく影響します。

グループホームの定員は4～5人が適切で、多くとも7人までと考えます。しかし、入居者個別単価となったことと、大規模な定員が認められたことで、10人以上の定員のホームが増えています。ホームの規模を大きくするほど経営的には有利になる今のしくみから、定員規模の小さいところを手厚くする規模別単価を取り入れたしくみに見直すべきだと考えます。

3. 個別支援計画に基づく個別支給決定をおこなうべきです。

障害程度区分による報酬額、人員配置や夜間支援体制ではなく、入居者ひとりひとりについて、環境、生活のしかたなども加味した個別支援計画に基づく個別支給決定をおこなうべきであると考えます。

4. グループホーム入居者もケアマネジメント対象に

特に家族の関わりのなくなっている入居者、支援の困難な状況を抱えている入居者の援助を検討するにあたって、グループホーム関係者以外の立場の人が関わっていることはいろいろな意味で重要であると考えます。

グループホーム入居者もケアマネジメントの対象となるようにサービス利用計画作成費の対象としてください。

障害児にこそ地域の普通の住まいが必要です

- ・障害児は他の子どもと異なる特別な存在ではありません。この国に生まれ育つ一人の子どもとして児童福祉法にのっとり、他の子どもと同様に育成されるべきです。
- ・障害のある子どもおよびその家族は、地域に展開されるすべての子育て支援サービスを等しく利用できるよう支援され、それに重ねて障害に固有の支援策を利用できるしくみが必要です。
- ・相談支援センターなどの家族支援機能を家族の問題の複雑化、深刻化、緊急性に対応できるレベルに引き上げ、子どもが親元で暮らし続けられるようにしてください。
- ・社会的養護を必要とする障害児の住まいの場を、抜本的に改善してください。
 - (1) 現在児童養護施設で制度化され実践されている「地域小規模児童養護施設」事業を障害児施設にも導入してください。
 - (2) 障害児が里親などの元で養育される道を開いてください。
- ・地域相談支援センターはじめ地域支援機能と社会的養護機能（障害児施設、地域小規模施設、里親、ファミリーホームなど）の相互乗り入れ、または柔軟な連携を可能にする施策を展開してください。